

大気基準適用関係

(1) 特定施設

	施設の種類	規模
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの
2	製鋼の用に供する電気炉（鑄鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が1,000 キロボルトアンペア以上のもの
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5 トン以上のもの
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉、乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあつては、原料の処理能力が1時間当たり0.5 トン以上のもの。溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの
5	廃棄物焼却炉	火床面積*1 が0.5 平方メートル以上又は焼却能力*2が1時間当たり50 キログラム以上であること。

* 1 火床面積とは、炉の床面積をいい、炉の形が上方へ広がっていく場合等、投影面積とする。

廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計。

* 2 1つの廃棄物焼却施設について、2以上の廃棄物焼却炉がある場合、火床または焼却能力については、その合計で判断。

(2) 排出基準

(単位：ng-TEQ/Nm³)

	施設の種類	施設設置年月日		On (%)	
		～H12. 1. 14	H12. 1. 15～		
1	焼結鉱製造用焼結炉	1	0.1	15	
2	製鋼用電気炉	5	0.5	—	
3	亜鉛回収用焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉	10	1	—	
4	アルミニウム合金製造用焙焼炉、溶解炉、乾燥炉	5	1	—	
5	廃棄物焼却炉	焼却能力が4,000kg/時以上	1	0.1	12
		焼却能力が2,000kg/時以上4,000kg/時未満	5	1	
		焼却能力が2,000kg/時未満	10	5	

* On とは換算酸素濃度。実測定値を酸素濃度で補正した値で基準を満足しなくてはならない。

* 廃棄物焼却炉（火格子面積 2 m²以上又は焼却能力 200kg/h 以上のもの。）及び電気炉について、平成9年12月2日以降に設置された施設については、平成12年1月15日以降に設置された施設と同一の基準値が適用される。

* 廃棄物焼却炉から排出されるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分を行う場合、その含有量が3 ng-TEQ/g 以下（処理基準）となるようにしなければならない（法第24条）。ただし、法施行以前に設置され、又は工事がされている施設から排出され、セメント固化、薬剤処理又は酸抽出処理を行ったものは処理基準を適用しない。